

第三期中期目標期間における業務実績に関する見込評価について（案）

1 評価方法

- ・「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- ・「項目別評価」は、中期目標・中期計画の大項目（9項目）ごとに行う。

「第1 教育」、「第2 研究」、「第3 社会貢献」、「第4 国際化」、「第5 附属病院」、「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化」、「Ⅲ 財務内容の改善」、「Ⅳ自己点検・評価、情報の提供等」、「Ⅴ その他の業務運営」

2 法人による自己評価（様式案は資料 1－2）

(1) 業務実績報告書

- ・法人において、第三期中期目標期間における業務実績見込報告書を所定の様式により作成する。

(2) 自己評価

- ・中期計画の小項目ごとの達成見込状況について「第1 教育」、「第2 研究」は「達成見込」又は「未達成見込」を、「第3 社会貢献」以降の項目は「Ⅰ～Ⅳ」の4段階で評価し、進捗状況及び今後の見込みを記述する。
- ・大項目ごとの達成見込状況を、評価基準を原則として、未達成見込項目等がある場合は、その重要性、計画の実施状況等を勘案した上で総合的に評価し、S～Dの5段階で自己評価を行い、その根拠を記述する。
- ・全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により総括的に自己評価を行う。

3 評価委員会による検証・評価（様式案は資料 1－3）

(1) 項目別評価

- ・中期計画の大項目ごとに、法人の自己評価を踏まえ、大項目の評価基準を原則として、未達成見込項目等がある場合は、その重要性、計画の実施状況等を勘案した上で総合的に評価し、S～Dの5段階評価を決定するとともに、法人による自己評価と異なる場合には判断理由を示す。
- ・評価委員会として特筆すべき取り組みや意見・指摘事項を適宜記述する。

(2) 全体評価

- ・「項目別評価」の結果及び法人の自己評価結果も踏まえて、評価委員会として記述式により総括的に評価を行う。

＜小項目の評価基準＞

- Ⅳ：中期計画を上回って達成見込みである
- Ⅲ：中期計画を十分に達成見込みである
- Ⅱ：中期計画を十分には達成しない見込みである
- Ⅰ：中期計画を達成しない見込みである

＜大項目の評価基準＞

評価	内容	基準
S	中期目標を上回って達成する見込みである	・特筆すべき成果を挙げている ・中期計画の小項目・数値目標をすべて達成見込みである
A	中期目標を達成する見込みである	・中期計画の小項目・数値目標をすべて達成見込みである
B	中期目標をおおむね達成する見込みである	・中期計画の小項目・数値目標を9割以上達成見込みである
C	中期目標の達成が不十分の見込みである	・中期計画の小項目・数値目標の達成見込みが9割未満である
D	中期目標を達成しない見込みである。	・中期計画の小項目・数値目標をほとんど達成できない見込みである

- (注) 1 達成見込状況の割合は、小項目、数値目標の項目数を足し合わせて計算する。
- 2 原則として基準に則り評価を行うが、未達成見込項目等の重要性、計画の実施状況等を勘案した上で、総合的に評価する。

＜参照条文＞地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。（以下略）

- (1) 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2～7 略